

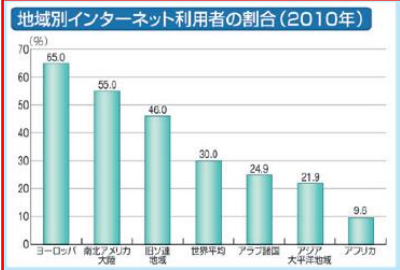
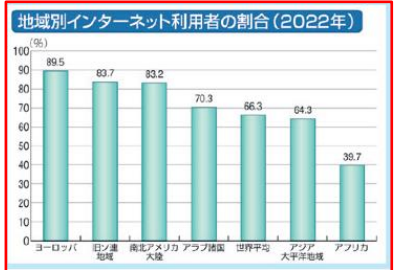
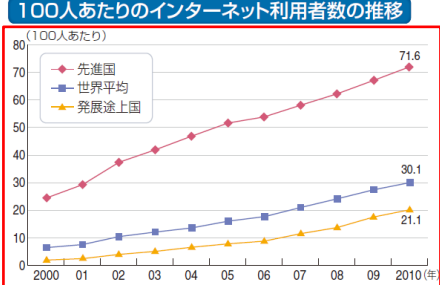
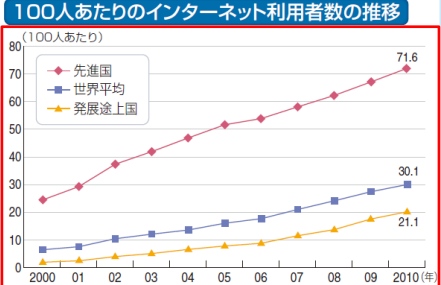
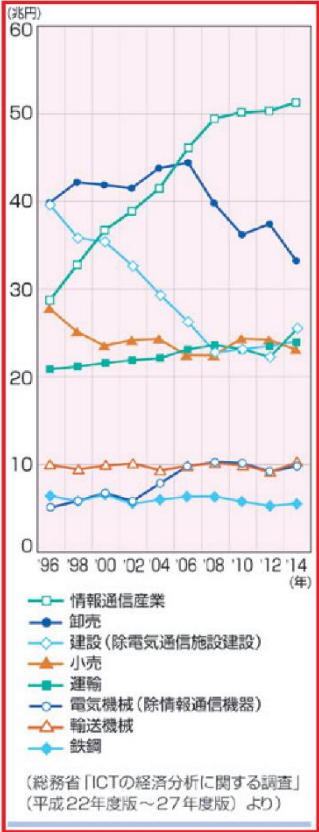
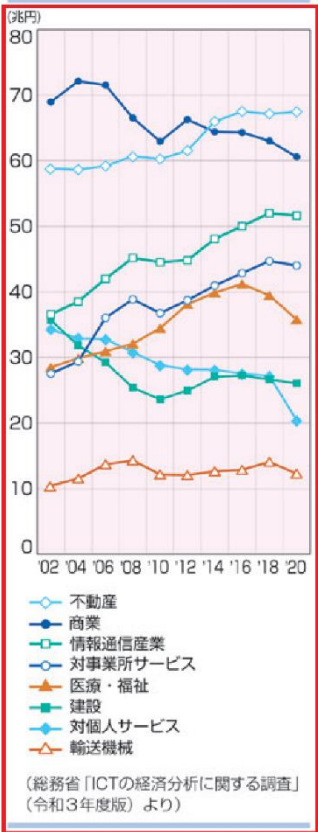
令和4年度高等学校教科書の訂正に関するお知らせ

現在ご使用いただいております弊社発行の高等学校教科書『情報の科学（情科305）』につきまして、以下、訂正がございます。先生方、生徒、保護者の方々に大変ご迷惑をおかけいたします。深くお詫び申し上げます。

誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきましてご指導の際にご留意いただきますようお願い申し上げます。

高等学校『情報の科学（情科305）』

頁・箇所	原文（誤）	訂正文（正）	理由
12 頁 下枠 右図	氏名、電話番号、顔写真などの個人情報 <small>の</small> 発信はその危険性についてよく考え、(略)	氏名、電話番号、顔写真などを <small>含む</small> 個人情報の発信はその危険性についてよく考え、(略)	より適切な表現にするため
56 頁 下図	<pre><!DOCTYPE HTML PUBLIC "-//W3C//DTD HTML 4.01Transitional//EN"> <html> <head> <meta http-equiv="content-type" content="text/html; charset=UTF-8"> <meta name="author" content="Mai"> <title>わたしの好きなもの</title> </head></pre>	<pre><!DOCTYPE html> <html> <head> <meta charset="UTF-8"> <meta name="author" content="Mai"> <title>わたしの好きなもの</title> </head></pre>	より適切な表現にするため
60 頁 左図	<p>サイバー犯罪の検挙件数の推移</p> <p>(警察庁「平成27年版 警察白書」より)</p>	<p>サイバー犯罪の検挙件数の推移</p> <p>(警察庁「令和3年版 警察白書」より)</p>	統計資料の更新のため

61 頁 上枠	・誕生日や名前などの <u>個人情報</u> をそのまま使わない。	・誕生日や名前などの <u>個人特有の情報</u> を使わない。	より適切な表現にするため
76 頁 下図左	 <p>地域別インターネット利用者の割合(2010年)</p>	 <p>地域別インターネット利用者の割合(2022年)</p>	統計資料の更新のため
76 頁 下図右	 <p>100人あたりのインターネット利用者数の推移</p>	 <p>100人あたりのインターネット利用者数の推移</p>	統計資料の更新のため
77 頁 右図	 <p>主な産業の実質GDPの推移</p> <p>(総務省「ICTの経済分析に関する調査」(平成22年度版～27年度版)より)</p>	 <p>主な産業の実質GDPの推移</p> <p>(総務省「ICTの経済分析に関する調査」(令和3年度版)より)</p>	統計資料の更新のため

<p>80 頁 左上図</p>	<p>ネットワーク利用犯罪の内訳の推移</p> <p>(件) 8,000 7,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0</p> <p>2013 2014 2015 (年)</p> <p>(警察庁「平成27年中のサイバー空間をめぐる脅威の情勢について」より)</p>	<p>ネットワーク利用犯罪の内訳の推移</p> <p>(件) 9,000 8,000 7,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0</p> <p>2018 2019 2020 (年)</p> <p>(警察庁「平成30年～令和2年 サイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」より)</p>	<p>統計資料の更新のため</p>
<p>154 頁 上部</p>	<p><1970年5月6日公布，<u>2020年6月12日改正公布，2021年1月1日施行</u>（抜粋）></p>	<p><1970年5月6日公布，<u>2022年6月17日改正</u>（抜粋）></p>	<p>著作権法改正に伴う変更</p>
<p>155 頁 右上</p>	<p><2003年5月30日公布，<u>2016年5月27日改正</u>（抜粋）></p>	<p><2003年5月30日公布，<u>2021年5月19日改正</u>（抜粋）></p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>
<p>155 頁 左段 2～12 行目</p>	<p>第一条（目的）この法律は、<u>高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、（略）国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、<u>個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が（略）</u></u></p>	<p>第一条（目的）この法律は、<u>デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、（略）国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、<u>個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、<u>個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに</u></u></u> <u>個人情報の適正かつ効果的な活用が（略）</u></p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>

<p>155 頁 左段 13～18 行目</p>	<p>第二条（定義） この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p>	<p>第二条（定義） この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u> 一 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> 二 <u>個人識別符号が含まれるもの</u> 2 この法律において「個人識別符号」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</u> 一 <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u> 二 <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u> 7 この法律において「個人関連情報」とは、<u>生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</u></p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>
<p>155 頁 左段 19 行目</p>	<p>【第四章 <u>個人情報取扱事業者の義務等</u>】</p>	<p>【第四章 <u>個人情報取扱事業者等の義務等</u>】</p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>
<p>155 頁 左段 20 行目</p>	<p>第一節 <u>個人情報取扱事業者の義務</u></p>	<p>第二節 <u>個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務</u></p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>

155 頁 左段 21 行目	<u>第十五条</u> （利用目的の特定）個人情報取扱事業者は、個（略）	<u>第十七条</u> （利用目的の特定）個人情報取扱事業者は、個（略）	個人情報保護法改正に伴う変更
155 頁 左段 25 行目	<u>第十六条</u> （利用目的による制限）個人情報取扱事業者は、（略）	<u>第十八条</u> （利用目的による制限）個人情報取扱事業者は、（略）	個人情報保護法改正に伴う変更
155 頁 左段 29 行目	<u>第十七条</u> （適正な取得）個人情報取扱事業者は、偽りそ（略）	<u>第二十条</u> （適正な取得）個人情報取扱事業者は、偽りそ（略）	個人情報保護法改正に伴う変更
155 頁 左段 31 行目	<u>第十八条</u> （取得に際しての利用目的の通知等）個人情報（略）	<u>第二十一条</u> （取得に際しての利用目的の通知等）個人情報（略）	個人情報保護法改正に伴う変更
155 頁 左段 35 行目	<u>第十九条</u> （データ内容の正確性の確保）個人情報取扱事業（略）	<u>第二十二条</u> （データ内容の正確性の確保）個人情報取扱事業（略）	個人情報保護法改正に伴う変更
155 頁 左段 38 行目	<u>第二十条</u> （安全管理措置）個人情報取扱事業者は、その（略）	<u>第二十三条</u> （安全管理措置）個人情報取扱事業者は、その（略）	個人情報保護法改正に伴う変更
155 頁 左段 42～ 右段 4 行目	<u>第二十五条</u> （開示） <u>個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。</u>	<u>第三十三条</u> （開示） <u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。</u>	個人情報保護法改正に伴う変更
155 頁 右段 5～13 行目	<u>第二十六条</u> （訂正等） <u>個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</u>	<u>第三十四条</u> （訂正等） <u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を請求することができる。</u>	個人情報保護法改正に伴う変更

<p>155 頁 右段 14～22 行目</p>	<p><u>第二十七条（利用停止等） 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。</u></p>	<p><u>第三十五条（利用停止等） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去を請求することができる。</u></p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>
<p>155 頁 右段 23 行目</p>	<p>【第六章 雑則】</p>	<p>第六節 雑則 ※見出しの体裁も、節のものに変更</p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>
<p>155 頁 右段 24～36 行目</p>	<p><u>第六十六条（適用除外） 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。</u> (略) 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的 <u>三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的</u> <u>四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的</u> <u>五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的</u></p>	<p><u>第五十七条（適用除外） 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。</u> (略) 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的 <u>三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的</u> <u>四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的</u> 【第六章 個人情報保護委員会】 第一節 設置等 <u>第三百十条（設置） 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会を置く。</u></p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>
<p>155 頁 右段 37～43 行目</p>	<p>【第七章 罰則】 <u>第七十四条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</u> <u>第七十五条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>【第六章 個人情報保護委員会】 第一節 設置等 <u>第三百十条（設置） 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会を置く。</u></p>	<p>個人情報保護法改正に伴う変更</p>